

町田市が目指す「子どもにやさしいまち」

様々な立場の大人が協力して「子どもの権利」を守ります。



子ども専用相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」

18歳までの子ども専用ダイヤルです。困っていること、悩んでいること、なんでも相談できます。

ここに いるよ
☎0120-552-164

相談時間:月曜日～金曜日(年末年始除く)8:30～17:00



町田市子ども家庭支援センターの
ロゴマーク「まこちゃん」

発行 2024年1月 町田市

問合せ 町田市 子ども生活部 子ども総務課

TEL 042-724-2876/FAX 050-3101-8377

この冊子は1,500部作成し、1部あたりの単価は44円です(職員人件費を含みます)。

資料 2

中高生
(18歳未満)
向け



町田市子どもにやさしいまち条例

子どもの最善の利益は、大人だけで判断するものではなく、
子どもの意見を聴き、その意見を尊重しながら考えていくべきものです。

子どもが健やかに、そして、豊かに成長できるよう、
大人は、権利を持つひとりの人間として子どもを尊重し、
その意見に耳を傾け、子どもの社会への参画を手助けしていきます。

町田市は、子どもの意見が尊重される「子どもにやさしいまち」を目指します。



町田市

くわしくはこちら

4つの「子どもの権利」



- ★ 子ども一人ひとりの違いが認められ、たとえ失敗や間違いをおかしてもやり直し、人との関わりを通じて成長していけるように、大人は、「子どもの権利」を守っていきます。
- ★ 大人は、子どもの声をよく聴いて、子どもにとって何が一番よいのか、何が自分にできるかを考えて、行動します。

「子どもの権利」とは、子どもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために必要なことで、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では大きく4つに「子どもの権利」を分けています。「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだこども条例）」では、この4つの「子どもの権利」と「子どもの権利」を守るために大人がすべきこと（大人の責務）を定めています。

生きる権利



- ご飯が食べられる、寝る場所がある、病院に行けるなど、安心して暮らせること
- 暴力のような嫌な思いをせずに、大切にされながら育てられること

- 大人は、**安心して暮らせる、安全な環境**をつくってくれるよ。
- 子どもが健やかに暮らせるように、家庭はもちろん地域全体で子どもを見守っているよ。

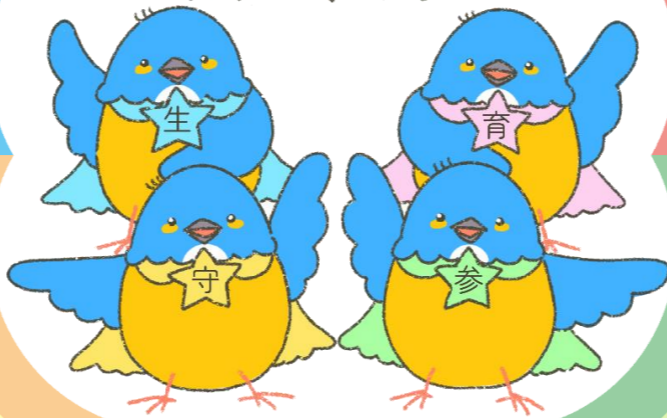
育つ権利



- 遊び、学び、休息、芸術、スポーツなど、色々経験しながら自分らしく成長すること
- たとえうまくいなくても、何度でも挑戦でき、悩んだら相談できること

- 大人は、子どもが**自分らしく自由に活動できる場所**をつくり、いろいろな体験ができる機会を提供するよ。
- 学校での勉強はもちろん、冒険遊び場や公園での**遊びも、育つための権利**だよ。

“子どもの味方” カワセミレゾナー



守られる権利

- 暴力、いじめ、^{ぎやく}虐待、差別のような権利侵害から守られること
- 権利が侵害されたときには、助けを求めることができ、救済されること



- 大人は、**暴力や^{ぎやく}虐待、差別、「子どもの権利」の侵害から子どもを守る**よ。
- 悩みがあったら、**まこちゃんダイヤルに相談してね**。
- どんなことでも大丈夫！気軽に連絡してね！

参加する権利

- 自分に関わることについて意見が言え、その意見が大事にされること
- 仲間を作り、一緒に意見を言えること

- 大人は、子どもが**意見を表明し、社会に参画できる機会**を提供するよ。
- 子どもが意見を表明したときには、**子どもの話をよく聴いて、その意見を尊重する**よ。

